

総務市民委員会 会議録

日 時 令和3年6月9日（水曜日）

午後1時20分開会 午後2時30分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

（1）議案の審査

議案第45号 財産の取得について

（つちうらリモートコンシェルジュシステム構築に係る機器購入）

（2）報告事項

ア 斗利出小学校跡地に関するサウンディング型市場調査の実施について

イ 特定空家等の略式代執行について

ウ 本郷地区不適正残土の埋立てについて

（3）請願・陳情の審査

ア 受理番号4 茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願

イ 受理番号5 第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書

（4）各種委員会等委員の選出

ア 土浦市環境審議会委員 1名

イ 土浦市地域医療運営協議会委員 1名

ウ 土浦市男女共同参画推進委員会委員 1名

4 その他

5 閉 会

出席委員（8名）

委員長 今野 貴子

副委員長 吉田 博史

委 員 久松 猛

委 員 吉田 千鶴子

委 員 海老原 一郎

委 員 柴原 伊一郎

委 員	篠塚 昌毅
委 員	島岡 宏明

説明のため出席した者（８名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
市民生活部長	塚本 隆行
政策企画課長	佐々木 啓
参事兼総務課長	真家 達成
管財課長	秋山 太
生活安全課長	坂本 英宣
環境保全課長	室町 和徳

事務局職員出席者

主 任	津久井 麻美子
-----	---------

傍聴者（３名）

男	１名
女	２名

○**今野委員長** ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。早速、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第４５号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○**秋山管財課長** 管財課でございます。委員会資料として、サイドブックスの令和３年、６月９日開催、左から２番目、議案第４５号財産の取得についてをお開けください。今回御説明いたします案件は、議会に議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に該当する案件でございます。つちうらリモートコンシェルジュ構築に係る機器を購入するに当たり、購入価格が２，０００万円を超えることから、議会の議決をお願いするものでございます。当案件は、新型コロナウイルス感染症対策として、対面申請等を回避するため、本庁舎内と外部施設とをリモートにより結ぶための機器、本庁舎２７台、外部施設で１７台です。その他リモート用システム、周辺機器を購入するものでございます。契約金額につきましては、税込で２，１６４万８，０００円。契約の相手方といたしまして、関彰商事株式会社総合エネルギーソリューション本部第１事業部関東第２支店でございます。契約の方法につきましては、地方自治法施行令第１６７条第１項第１号、物品の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものに基づく指名競争入札です。入札の結果につきましては、５ページをお開けください。こちらに入札（見積）調書兼契約締結伺がありますが、こちらを御覧いただきたいと存じます。５月１７日月曜日に入札を実施したところ、最低価格提示業者と１８日火曜日に仮契約を行いました。下段に記載がございますように、応札の結果、関彰商事株式会社総合エネルギーソリューション本部第１事業部関東第２支店が、契約の相手方となったものでございます。予定価格は、左下でございますように、税抜きで２，４３８万４，４００円、落札率は８０．７１パーセントという結果でございました。２ページに戻っていただきまして、３番の期限については、令和３年８月３１日まででございます。また、７番に目的として、対面窓口及び会議をリモート化することにより、飛沫防止・密状態の回避を実現し、新型コロナウイルス感染症対策を図る。また、外部施設から本庁舎の窓口サービスを提供することにより、市民の移動負担を軽減し、行政サービスの利便性を向上させるものです。８番といたしまして、設置場所・台数は、本庁舎２７台及び各施設１７台、合わせて４４台になります。このうち、本庁舎の２７台のうちの２台は、予備になります。次の３ページをお開きください。本案件の運用イメージとなっております。左側に外部施設等の所がありますが、こちらでタッチパネルにより職員を呼び出すことにより、窓口対応ができます。また②番としまして、書画カメラに書類を映すことにより、書類等の記入に対する相談や、申請書類のチェック、モニター越しで書類に記入するなどを行うことができます。さらに、イメージにはありませんが、本庁舎と外部施設においてこのシステムを活用して、分散して通常の会議を行えるようになります。次の４ページをお開けください。こちらにつきましては、主たる導入製品の一覧表になります。リモート用パソコン及びディスプレイ等４４台、リモート用システム一式、周辺機器としてウェブカメラ、大会議用ウェブカメラ、書画カメラ。書画カメラは、これはうち１台は予備になります。機器の取扱い可能な業者７社

による指名競争入札で、落札金額は税抜きで1,968万円でございます。また、前回事前委員会時に篠塚委員からリモートによるデモンストレーション等の要請がありましたことから、次回、9月の事前委員会時には、お披露目ができるかと思います。その際に、書画カメラの映像を合わせてお見せできることになるかと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○**吉田（千）委員** 吉田でございます。ちょっと確認をさせてください。まずこのタッチパネルを使って、移動をしなくてもいろいろサービスを受けられるということなんです。サービスを受けられるものっていうものは、こういったものになるのか、具体例があれば教えてください。それからですね、ここに相手の方が映っておられます。本庁舎の職員の方なんです。その方がそれらを見てですね、また違う場所に、その方が全部把握しておられるという状況ではないのかなというふうに思うんですが、その辺の対応はどのようにされるのか、すみません、教えていただければと思います。

○**佐々木政策企画課長** 政策企画課でございます。まずサービスの部分の御質問がございました。今回ですね、この事業をおこすに当たってですね、コロナというのが大前提にありました。もう一つですね、各地区公民館と支所の方ですね、本庁舎になかなか行けないですとか、本庁舎になかなかコロナで行きたくないとかそういう理由でですね、各種申請を置いていくと。これちょっと本庁に届けてくれと。そういったものがですね、結構あるといったことで。中にはその死亡届なんていうのもですね、ちょっと届けたいと。届けてくれと。そういった例もございます。当然支所公民館では、内容をですね、全て把握しているわけではないといったことでですね。まず預かって届けますと。不備があった場合は、携帯等々に連絡させていただいて、調整させていただくというようなやり方をしているところでございます。そういった背景でですね、このシステムを入れてはどうかということで、構築したものでございます。一応ですね、先日も御説明したかと思いますが、市民が、呼出し用の市民の方には書画カメラというものがございまして、手書きできたものをですね、その書画カメラで映すとですね、本庁舎の職員とこの部分で見えると。それをですね、修正等々をしながら再度もう一回書きたいんだという時はですね、本庁舎の方にパソコンがございまして、そこから申請書を外部の、その市民がいる足元にですね、紙をもう一回出して。そこで職員がですね、対応しながらまた書くこともできると。そういったものでございます。あともう一つ御質問で一人で完結しないのではないかと。本庁舎の職員ですか。基本的に今回本庁舎の方にはですね、窓口対応の部分にかなりの台数を設置する。窓口で市民が訪れる箇所についてはかなり手厚く設置していると。基本的にですね、そこで完結しなかった場合は、本庁舎の方で別に切り替える。その設置している場所に切り替えると。そういうことも可能でございます。また複数課で1台だけ設置している所もございます。その場合はですね、別の職員を呼び出す、もしくはそれ移動可能でございますので、それを移動してですね、対応というのも可能となつてございます。以上でございます。

○**吉田（千）委員** ありがとうございます。本当にコロナ禍にあつて優れたサービスに

なろうかと思います。そこがなかなか初めはきっと動きがね、大変かと思いますがけれども、市民サービスということでありますので、スムーズにいくように、しっかりとその辺対応していただけるようお願いしたいと思います。

○久松委員 設置箇所。本庁舎のほかに各施設 17 台ということなんだけども。各施設というのは地区公民館とかその他どうなっているんですか。

○佐々木政策企画課長 各施設呼出しを、市民がですね、活用する場所については今委員がおっしゃったとおり公民館。そのほか支所。そのほか外部施設でございますけれども、水道課と、あと保健センターと。もう一つ今回の機構で変わりましたウララの保育課ですか。あちらの方にも設置したいと考えてございます。以上でございます。

○篠塚委員 この機械のメンテナンスは管財課が担当して、運用は政策企画課が担当するということでよろしいんですかね。それから、各機械が設置されると思うんですが、設置された課がその後運用については、その時の説明などはしてくれるということでよろしいんですか。

○佐々木政策企画課長 まず運用についてでございますが、先ほどもお話ししたとおり、取組としては初めての取組でございます。我々の方ですね、想定されるものを用意してですね、担当課を集めて説明の方をしたいと。当然使い方もそうですし、こういうやり方ができるんだと。そういったものをですね、説明した上で進めていきたいと。実はこういうですね、システム導入している例というのが日本でも 2, 3 自治体しかないといったところでございます。先日結城市が出ましたけれども、まだ規模的にはですね、これとはかけ離れているといえますか。6, 7 課に設置するような話でですね、進めていくといった話ですね。ここまで大規模にやるのはですね、全国的にも奈良市くらいでございまして。そういった奈良市にもですね、状況を確認しながらですね、職員の方に周知徹底した上で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○篠塚委員 機械のメンテナンス担当は、管財課でいいんですか。

○佐々木政策企画課長 基本的に全て政策企画の方で対応させていただきたいと考えております。以上です。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので採決に移りたいと思います。議案第 45 号財産の取得については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 45 号財産の取得については、原案どおり決しました。当総務市民委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。次に、協議事項(2)、報告事項に移ります。まず、ア斗利出小学校跡地に関するサウンディング型市場調査の実施についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。私の方からはですね、その他といたしまして、斗利出小学校跡地に関するサウンディング型市場調査の実施につきまして、御報告させていただきます。資料につきましては、サイドブックス 1 つお戻りいただき

まして、資料2を御覧いただければと存じます。まずこちらの調査目的を御覧いただきまして、斗利出小学校の跡地の活用につきましては、場所がつくば市に近接しているといったことからですね、これまでも複数事業者から、現状を聞かせてほしいといったことですか、市の今後の進め方を教えてほしいといった問い合わせをいただいたところでございます。このような状況を踏まえまして、昨年ですね、総務市民委員会でも進め方につきまして委員の皆様へもお話をさせていただきましたが、斗利出小学校の跡地の利用の進め方につきましては、地元の意見というものをですね、しっかりと聞きながらも、民間活力を導入することを前提とした、売却もしくは貸付けで進めさせていただきたいと。そういった方針をですね、地元説明会も開催いたしまして、御説明をさせていただいたところでございます。このような中、今回御報告いたしますのは、正式にですね、民間活用の可能性を把握しつつ、民間事業者の活用アイデアなどの調査するためにですね、このサウンディング型市場調査を実施いたしたいというものでございます。2の期待される効果でございますが、市におけるメリットをですね、上2つ考えさせていただきました。また3、4番につきましては、事業者のメリットでございます。このほかですね、我々の方で考えている分で、当該物件がですね、地域の宝でございます学校といったこともございまして。この調査結果等々につきましては、速やかに地元の皆様へお知らせいたしたいと考えてございます。このようなことからですね、事業者が決定するまでの経緯を、しっかりと地元の住民の皆様へもお知らせしながら進めていきたいと、進めることができます。こういったことがですね、期待される効果であるものと考えてございます。3の調査の対象でございますが、こちらで、斗利出小学校の土地、建物の現状をまとめさせていただきました。隣のページ、1枚おめくりいただきまして、4のですねサウンディングの対象者でございますが、こちらは、実施主体となり得る法人又は法人グループ（共同企業体）などと考えてございます。5の実施スケジュールでございますが、まず7月6日にですね、ホームページですとか、多くの顧客を抱えている金融機関のネットワークなどを活用して、サウンディング調査の実施について公表いたしまして。7月いっぱい、現地見学、説明会の受付をいたしたいと考えてございます。その上で、8月4日から6日までの3日間で、現地見学及び説明会を開催いたしまして、その後、8月10日から31日までで、サウンディングの受付をいたしたいと考えております。なお、実際の民間事業者との対話による調査につきましては、9月7日から24日までの間で実施いたしたいと考えてございます。6の実施結果の公表でございますが、先ほどもお話しいたしましたが、サウンディング調査実施後、速やかに実施結果の概要につきまして、公表いたしたいと考えてございます。以上がですね、サウンディング調査の実施内容でございます。なお、この市場調査の実施に当たりましては、事前にですね、予定といたしましては、7月3日の午後2時からですね、新治公民館におきまして、地元説明会を開催した上で実施いたしたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○今野委員長 ただ今報告のあった件について、何か御質問はございませんか。

○吉田（千）委員 斗利出小学校の耐震性とか、建物の階数とか。その辺、斗利出小の

成り立ちみたいなものをちょっと教えていただけるとありがたいんですが。

○佐々木政策企画課長 建物の今の現状でございますが、資料の1ページの下の部分をご覧いただきまして。校舎につきましては平成元年6月に建築したものでございます。2階建てでございます。こちらにつきましては、一応昭和56年以降に建てでございますので、新耐震基準と。その下の屋内運動場でございます。運動体育館ですね。こちらにつきましては、昭和50年2月建築ということでですね、I s値0.35、要は旧耐震で、元々震度5の地震では大丈夫であるけれども、それ以上であると倒壊の恐れがあると。そういったものでございます。その下給食室につきましては、平成元年9月のものでございまして、こちら新耐震基準となっております。建物の状況につきましては、以上でございます。

○吉田（千）委員 ありがとうございます。それとですね、前からもいろいろ問い合わせがあったということなんですが。もう既に公表できる状況で、こういったところが来ているのかとかその辺がもしあれば教えていただきたい。今まだそれは出せないよというのであればあれなんですが。もし分かる範囲で。

○佐々木政策企画課長 問い合わせはですね、ちらほら来てございます。その中でですね、今回このサウンディング調査実施に至った経緯と言いますのが、1件問い合わせがあってその後はないですとか。あと1番今回思い切った理由の一つなんですが、不動産業者からですね、背景が分からない状況ですけども、新治でこういう面積で、つくば市にこのくらい近い所で探しているんだと。なかなか聞いてもどういう事業者が後ろにいるのかちょっと聞いても教えてもらえないということもございまして。今現在ですね、福祉施設などをやりたいんだという事業者が2、3回来てますかね。それ以外はちょっと来ては消えたりと言いますか。あと不動産事業者が何回か来てですね、面積と建物の状況を確認に来ていると。そんな状況でございます。

○吉田（博）副委員長 まだ斗利出小学校は歴史が浅いと思うんだけど。藤沢小学校の辺りなんかは、歴史古いからね。いわゆる境界の確定みたいなのがね、ないんだよ。あの頃昔のことだから、いい加減と言えいい加減なんだろうけども。だからまずはもう何にしる境界を確定するとかさ、そういうところから始まるしかないんだけど。斗利出小学校は、これは大丈夫か。

○佐々木政策企画課長 今、委員がおっしゃったとおりでございます。斗利出小学校については、境界確定してございます。今おっしゃったとおりですね、この跡地を進めるに当たって、1番難しいのはその境界をですね、面積を確定するという部分がですね、なかなか時間がかかるということで。今も何件かですね、その辺で交渉中のものがございます。斗利出小学校についてはですね、その辺が全部クリアになったということで、去年辺りから動き出したと。そういう状況でございます。以上でございます。

○吉田（博）副委員長 佐々木課長の所は本当に、公共施設の今後の在り方ということで審議会もやってるけどさ。やっぱり歴史が古い土浦だから。境界というのが1番のネックになってくるということだから。単純なんだけどな。でもこれだけはきちっと確定しないといけないから。その作業はほかの施設の中でも早く進めるようにな。お願いし

ますよ。

○海老原委員 この中で、実施スケジュールの中で、民間事業者との対話実施期間とあるんだけど、これが30分から1時間ということで。このくらいで時間足りるの。

○佐々木政策企画課長 一応ですね、基本的には現地見学、説明会等々ですね、いろいろ話をできればと。その上で、来ていただくという前提で対応したいと考えてございまして、30分から1時間と書いてございますけれども、当然2時間、3時間もしくは改めてということになる可能性も。当然ですね、そんなところも想定してございます。

○海老原委員 今言ったように、2時間、3時間ということで、気になるのは川口のあれみたいにコロナでね、そんなに長い時間できなかったということもあるので。24日までに終わるかどうかなんかというのが心配なんだけど。

○佐々木政策企画課長 まずこちらの斗利出小学校については、1回正式にサウンディングと言いますか。こういった調査というものをかけたことがないということでですね。まずこういうのをかけた上でですね、どういった事業者、どういう考えの方が来るのか。そういうのを見た上でですね、その後についてはちょっと検討したいと。ただ実際、今現在でもですね、もう進めたいんだという事業者はいますので。その先を見通して施設の整備を進めたいんだという事業者がいますので。まずそういった投げかけをした上で、どういった事業者が来るのかと。その上で検討したいと考えてございます。以上でございます。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 次に移ります。イ特定空家等の略式代執行についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○坂本生活安全課長 生活安全課から特定空家等の略式代執行について、報告事項がございまして、総務市民委員会資料の資料3、特定空家等の略式代執行についてをお開き願います。こちらの事業の概要につきましては、3月の第1回の定例会時の委員会でも御報告させていただいておりますとおり、空家等対策特措法に基づいて略式代執行を行い、特定空家の解体撤去工事を計画し、実施に向けた準備を進めていた事業となります。解体撤去工事を計画した当該物件は、物件所有者の確知に努めてまいりましたが、調査の結果、所有者が不明であり、土地の所有者は市外に居住しているものの、建物の所有者ではないため、補修等改善される見込みがなく、このまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態にあり、市としましては、土地の所有者に対しては本年4月上旬に、空家等対策特措法に基づく勧告書を送付しております。そうした中、5月中旬に土地所有者から対象物件を解体したとの連絡が入りました。土地所有者からの聞き取り調査によりますと、弁護士と相談し解体することを勧められたため、4月下旬に解体を行ったとのことでありました。資料の1ページの写真が、現場の解体前と解体後のものとなります。土地所有者の判断で対象物件が解体撤去されましたので、その後の処理も土地所有者での対応となります。市としての今後のスケジュールとしましては、当該物件の特定空家の認定の解除を行うこととなります。また、今回略式代執行を

予定をしていた物件がなくなったため、対象物件を変更して略式代執行を行いたいと考えております。2ページをお開き願いたいと思います。2ページにあります写真が、その物件になります。写真がちょっと分かりづらいのですが、公道に面した水色の塀の奥の植栽の奥に、新たに略式代執行の対象としました物件があります。この物件は躯体の傾きにより、屋根部分の一部が、その奥に見えます隣家の外壁に接触してしまっていて、撤去が必要な状態にありまして、土地の所有者は別に存在するのですが、建物の所有者ではなく、建物の所有者は家系的に途絶えてしまっていて、相続権者がいなくなってしまったという所有者不存在となっております、荒川沖地区にある物件となります。市としましては今後、この物件について公告等を行いまして、解体業者の入札などの段階を経まして、年内に着手したいと考えております。報告は以上となります。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

○久松委員 所有者が存在しなくなっている物件だけれど、解体費用は当然行政で持つしかない、こういうことですか。

○坂本生活安全課長 こちらの物件、略式代執行の方は国庫の補助事業となっておりますして、約50パーセント、基礎額という計算の仕方がありますので、全体でいくと40パーセントくらいが国庫の補助事業というようになっております。

○久松委員 経費の見積りはどのくらいなんですか。

○坂本生活安全課長 入札案件なので細かい数字の方はあれなんですけど、当初の予算が300万ほどあったんですが、その7割程度で見積もってあります。

○久松委員 この手の解体作業というのは、最初の、一番最初の事例ですか、これ。

○坂本生活安全課長 当初の見積もりは最初に予定しました建屋の方の見積りで予算額の方を確保したんですが、今回この最初に撤去する予定の建物がなくなりましたので、次の建物にということで、再度見積りをとっております。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

○吉田（博）副委員長 課長よ、写真1枚じゃなくてあと2、3枚撮っておけよ。これだけじゃ分からないよ。家が傾いているなんて言ったって、どこが傾いているか分からないぞ。

○坂本生活安全課長 写真の方は撮ってはありますので、あとで御説明させていただきます。

○柴原委員 これ解体っていうのは、今は順番回ってだけど。うちの方の解体なんかは道路はだめだ、周りに木が生えちゃって。あれも早急になんとかしてくれないと。市の方でも考えてもらわないと困るんだよな、あれな。本当あれ来て見てもらえると分かるよ。屋根に穴開いているんだから。そのままになってるんですよ。木は県道に枝は出ちゃうし、枝くらいは切ってもらいたいもんだな。

○坂本生活安全課長 順番を決めてというわけではなくてですね、特定空家というものが今現在12軒、市の方でありまして。その中から、前回の建屋の方は学校に近いとか、子どもたちが通学しているとかというような、危険度の度合いを見て順番を決めてさせていただいております。今回の物件を決めるに当たっても、やはり被害が出ているとい

うような状況があったものですから、順番を決めさせていただきましたので。それ以外の特定空家につきましても、協議しまして順次決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○**今野委員長** 質問というか要望に近いものになるかもしれませんが、今特定空家12軒、今現在あるということでしたけれども、市内を回ってみますと、もっとたくさん、ゼロがもう一個くらいついてもおかしくないくらいにちょっと目にしまして。ちょっと歩いて御近所から非常に困っているという、何とかしてくれという声をよく聞くんですね。今の柴原委員の質問にも被ると思うんですが、やはり地元、隣とかに住んでいる方たちは本当に切実ですので、市の方としては順番とかそういうのは付け難いかなと思いますけれども、その辺は本当になるべく市民の意に沿ったやり方でしていただければという要望をいたします。

○**坂本生活安全課長** 今野委員のおっしゃるとおり、御近所の方にとってみれば空家があることだけで、当然防犯上とか衛生上とかそういうのがありますので、そういった声がこちらの方に寄せられた時には、必ず所有者の方に通知文を出して。空家であっても私個人の所有物ということなので、なかなか市の方で勝手に手を入れるわけにはいかないんですが、指導書や助言書というものを送って、改善してもらおうようにということで通知を図っておりますので、今後もやっていきたいと思っております。

○**柴原委員** 今の中で、文書で送ってなんてやっても受け付けない。ああいうものは。それよりも、もう少し予算を増やしてもらって、個人的に行って、行き会ってこなればだめですよ。いくらやったって同じだよ。また市役所から来てるわ、ポンだから今。そういうことはなるべく本人に行き会うっていうこと。金つけてもらった方がいいんだよね。今後は。お願いします。

○**坂本生活安全課長** 柴原委員のおっしゃるとおりでして。予算の方も旅費の方をつけていただいてまして。委員のおっしゃっていた案件に関しましては、他県なんです。他県の所まで行って。文書等を手渡すなり、やってまいりますので、今後も頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

○**今野委員長** ほかに何か御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 質問もないようですので、次に移ります。ウ本郷地区不適切残土の埋立てについてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**室町環境保全課長** 環境保全課でございます。資料につきましては、同じフォルダ内の資料4、本郷地区不適正残土の埋立てについてを御選択願います。こちらにつきましては、先日の事前委員会におきまして、篠塚委員から本郷地区の残土埋立てについて御質問があり、状況を説明させていただきましたが、場所が分かる資料をいただけないかとのお話がございましたことから、改めて資料を用意させていただきましたので、御説明させていただきます。始めに1ページ目でございます。このページが残土の埋立てが行われた位置図となり、図面でいいますと、左側のメッシュ、細かいメッシュになります。画面上では青色で表記されておりますが、A地については、土浦市の残土条例に基

づく許可を受けて埋立てを行っていましたが、隣接地のB地で無許可での埋立て作業が開始されたことによりまして、事情聴取の際、A地においても、許可地においても当初申請した発生地以外の土砂を搬入していることをA地の事業者が認めたため、土砂搬入停止を命ずる措置命令書を交付したところでございます。また、B地については、茨城県、土浦市いずれの埋立て許可も得ないまま、埋立てが開始されておりました。埋立て行為自体は、A地と同一人物も従事しておりましたが、事業主が異なっており、また、B地の事業主は、埋立てではなく資材の仮置きである旨を主張しておりました。指導の中で、土砂搬入中止を求める措置命令書の交付を試みておりましたが、事業主から受取を拒否されておりました。また事業面積が5,000平米を超過していることから、面積要件で県の条例に該当することから、茨城県が土砂搬入中止を求める指示文書を発出したところでございます。なお指導経緯につきましては、A地に関しましては、事業主自身が無許可土砂の搬入を認めたことを受けて、茨城県と合同で複数回にわたり土砂の撤去を指導してきましたが、事業主の体調悪化による入院や、隣のB地に搬入された土砂がA地にはみ出しておりました、A地に搬入された土砂を覆っていることから、土砂の速やかな撤去が困難な状況が続きまして、令和2年12月に事業主が死亡して現在に至っております。またB地については、事業面積が5,000平米を超えることから、茨城県と合同で事業主に対する指導を行っておりますが、事業主については、同様の余罪がありまして、令和3年5月、先月でございますが、千葉県警に森林法違反の容疑で逮捕され、現在は、茨城県と共に公訴の提起の有無等について情報収集に努めているところでございます。1ページスライドしていただきまして、2ページをお願いいたします。現地の画像となります。撮影については、浄水場脇の道路から行っております。画像の手前に映っている土地は、個人が耕作している畑で、その奥の灰色土砂、改良土というのですが、それが積み上っている土地が、該当の土地でございます。報告は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今報告のあった件について、何か御質問はございますか。

○**篠塚委員** なかなか解決するのが難しいのがよく分かりました。大体どのくらいの量が入っているんですか、これ。平地の所には積み上げられてないですね。下が掘れている所に埋立てていっていると思うんですけれども。

○**室町環境保全課長** すみません。量については正確に測量してございませんが、面積に関して申し上げさせていただきますと、A地については4,900平米で、B地については7,000平米ございまして、高さ的には多分窪地になっていたので、10メートル以上は間違いなく堆積しているので、そのような形になるのかなということでございます。以上でございます。

○**篠塚委員** 周りに農地もありますし、今度大雨が降ったら土砂が崩れてくるとかいろんな危険性もあるんですが、管理はどんなふうにしていくようになるんですかね。

○**室町環境保全課長** こちらの土地につきましては、1ページの図面を見ていただきますと、B地に関しては下の道路との間に少しまだ余剰地というのがございまして。ここが窪地になっているような状況で。現場の方もきちんとというわけではないですが、締

固めしてという状況なので。絶対崩れることはないということはある得ないとは思いますが、崩れた場合でありまして、道路と間の窪地がございまして、一旦そこに落ちるような形になると思いますので、道路に出てくるような状況はないと今のところは認識しております。ただ市としましては、事業主、今後は起訴されるか、どういう状況になるか分からないですけれども、状況を見ながら今後も撤去の指導をしていきますが、市としましては、今現在は定期的にパトロールをしながら、この場所を含めて経緯を見守っているような状況でございますのでよろしくお願いいたします。

○今野委員長 ほかに何か御質問はございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 質問もないようですので、次に移ります。そのほか、執行部から何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 委員の皆様から何かございますか。

○吉田（博）副委員長 管財課の秋山課長、土浦市板谷の旧都和幼稚園。あそこ売りに出したんだよな。当初4, 500万かそこらかな。で売れなくて。ずっともう一年くらい経過していると思うんだけど。売れないから、草も生えてきて。まずあれ何とかしろよ。継続して今売りに出しているのか。

○秋山管財課長 草刈りにつきましては、これからやる予定であります。現状として今継続して売りには出しておるんですが、やはりそちらの方、金額とかもう一度そこを今見直している最中です。できれば次回の委員会とかその時にお話しできればと思います。よろしくお願いします。

○吉田（博）副委員長 何を見直すんだ。

○秋山管財課長 金額とか、あとは売り方ですか。そちらの方もちょっと今考えている最中になっております。

○篠塚委員 市章の件についてお伺いいたします。議場の正面向かって市の旗があると思うんですけど。あれは緑に白抜きだと。ここの市役所の施設の上にあるのは、白地に青文字で市のマークがあって横線だと。それからホームページ見ますと、白地にグリーンマーク、また青いマーク。要は決まってないというところもあるんで。その辺のところの規則はあるのかどうか。どういうふうに決まっているのかちょっと教えていただきたいんですが。

○真家総務課長 総務課でございます。本市の市章につきましては、昭和17年、市政施行が15年ですので、その2年後にですね、当時公募総数163点の中から選考されております。しかし色については、当時から定められていない状況にございます。市旗についても明確な定めはないのですが、昭和40年前後までは、黒色の市章を使っていたようです。それ以降ですね、昭和40年、50年以降につきましては、現在の緑地に白抜きにして、市章として利用している状況でございます。現在の市章の使用状況でございますが、今篠塚委員からも御紹介がありましたように、青藍色、深い藍色の市章を使用していたり、あるいは市章としての紹介の中では、緑地にやはり白抜きとしての紹

介がされております。その他、総合計画等の冊子ですとかであると、緑色の市章を使用しているような状況でございます。さらに、先ほど委員から御紹介がありましたとおり、この本庁舎の屋上搭屋にあります記名サインとしての部分、あとは市境にございます市名サイン、主要道路から市役所への誘導サイン、それぞれシンボルマークとして市章が使われておりますが、そちらには青藍色、いわゆる深い藍色を使っているような状況でございます。ちなみにですね、県内の市章の状況でございますが、44市町村のうち、市章の色を指定していますのは、19市町でございます。主に市町村合併時あるいは周年事業の際に、改めて市章の色を指定しているような状況でございます。以上でございます。

○篠塚委員 青と緑、総合計画に水と緑のきらめくまち土浦ってあるんで、青は水色で、緑はその緑なのかなと勝手に思っているんですが、ただ決まりがないというののもちょっとどうなのかなと思うんですが。今後ちょっとこういうお話も委員会の中でしていって。やっぱりイメージカラーっていうのもあるのかなと思うものですから。いかがなものですかね、委員長。

○今野委員長 やはり統一されていた方が、やはり土浦市としてのイメージを推し進めていくには非常に有効、相乗効果で有効かなとは思います。今現在、市の方は統一するかどうかということに関して何かお考えはありますか。

○真家総務課長 市章につきましてはですね、今委員さんからもお話のありましたように、本市の魅力を有効に発信する重要なツールの一つとして考えてございます。更ですね、県内のほかの市町村を見ましても、やはり色を1色だけに指定している所もあるんですが、場合によっては2、3色指定している所もあります。そういった先進地の事例についてもいろいろございますので、今後調査研究を進めてまいりまして、検討を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○今野委員長 これは市の方としてもそのようにこれから検討していただくといいことと、総務市民委員会としても今篠塚委員から御提案ありましたように、総務市民委員会としてもどのようにしていくかということこれから会議の中で議題として取り上げていければと思います。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 ほかに、委員の皆様から何かございますか。

○柴原委員 要望。解体した後、屋敷から草が生えて周りからこれも苦情が出てるんだよ。そういう時は行って、何とかまあその地主に申入れしてくださいよ。何とか刈るように。俺はかなりあるから今。うちは壊しました、草は生えますになっちゃったから。そのあとの応援もよろしく。要望します。

○今野委員長 そのほか、何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 ないようですので、執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（執行部退席）

○**今野委員長** 次に、協議事項（３）、請願・陳情の審査に移ります。当総務市民委員会には、請願が２件付託されております。始めに受理番号４、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて、茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願について、審査を進めてまいります。それでは、事務局、請願書の朗読をお願いいたします。

○**津久井事務局主任** 受理番号４、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて、茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願について朗読いたします。請願の理由。私たちは２０１１年３月に起きた福島第一原発事故から、原発が一旦過酷事故を起こせば住民に大変な被害を及ぼすことを学びました。茨城県の東海第二原発は、一刻も早く廃炉にして欲しいと考えております。他方で、東海第二原発が存在する以上、その原発事故に備えて避難計画を策定しなければならないことは現実の問題です。そのような中、茨城県では東海第二発電所の安全性の検証と実効性ある避難計画の検討が進められています。しかしコロナ禍で三密回避が呼びかけられ、当県では緊急事態宣言が発せられるなどの状況の中、上記計画の検討においては、コロナ等の感染症発生と原発事故との複合災害を考慮する必要があるのではないのでしょうか。UPZ圏外の土浦市では避難住民を受け入れることとなっていますが、三密回避を考慮すれば、当初計画の何倍もの収容施設が必要となると考えられるほか、感染症対応可能な人員配置なども求められるなど、コロナ状況に対応した対策、実行性ある避難計画への見直しが必要であると考えます。原発事故避難対策について、以下のとおり請願します。請願の要旨。土浦市議会が、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出すること。地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。２０２１年５月２４日。請願者、てとて未来の会。代表者名、中安和代。土浦市議会議長小坂博様。以上で朗読を終わります。

○**今野委員長** ありがとうございます。それではこの件に関して、各委員の皆様から御意見を伺ってまいります。

○**吉田（博）副委員長** まずね、県が進めている地域防災計画。これが知りたいな。その内容を知りたいので、ちょっと後で次回までに取り寄せて欲しいんだな、これ。

○**久松委員** 担当の執行部も同席して説明させた方がいいんだよ。

○**今野委員長** 久松委員、吉田副委員長からありました、執行部より説明を受けるということに関してはいかがですか。

○**吉田（博）副委員長** 県の防災計画なんか知ってる。

○**久松委員** 担当は分かっているだろう。

○**吉田（博）副委員長** 分かっている。

○**久松委員** うん。

○**吉田（博）副委員長** 文書かなんかで欲しいな。これ。項目が大きいでしょう。

○**久松委員** 文書取り寄せたらいいじゃん。

○**吉田（博）副委員長** ねえ。文書取り寄せてさ、読まない。どこまで進んでいるか

も分からないから。できたら。検討している、作っている最中だろうから。

○**今野委員長** この件に関しては今執行部にそのことをお伝えいただいて、時間がどのくらい後に対応可能かということも今確認した方が。

○**篠塚委員** 計画の内容を知ること大切ですが、もう一つ。コロナ対策、感染症対策として今ワクチン接種、高齢者のワクチン接種が始まったばかりで。まだ20パーセントに達していない形で茨城県ね。それからこのような感染症対策が始まっている時点なんで。それと今度、避難対策、防災対策と。二つのものがこう一つあるんで。早めにそれを意見書を出してね、まとめなさいというのも一つなんです。今状況がどうなっているか、やっぱり確認する必要があると思うんで。もう少し調査した方がいいのかと思うんです。多分、土浦の執行部に聞いてもですね、危機管理の方で、避難所計画の何かが出てくるだけだと思うんで。この間水害時の避難対策として小さいテントですね、感染防止するような。そんなものも用意していると思うんですが。それともまたいろいろあると思いますので、もうちょっと研究した方がいいかと思います。できれば継続して調査をした方がいいんじゃないかと思います。

○**今野委員長** では委員の皆様、今篠塚委員から継続審査という案が提出されましたが、ほかに何かございますか。

（「なし」という声あり）

○**今野委員長** では、継続審査の声がありましたので、お諮りいたします。受理番号4を継続審査とする方は、挙手願います。

（吉田（博）副委員長、久松委員、吉田（千）委員、海老原委員、柴原委員、篠塚委員、島岡委員）

○**今野委員長** では、受理番号4は継続審査といたします。続いて受理番号5、第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。事務局、請願書の朗読をお願いいたします。

○**津久井事務局主任** 受理番号5、第6次エネルギー基本計画の改定に向けて、国へ意見書提出を求める請願書について朗読いたします。2020年6月環境省より気候危機が宣言されました。同時に閣議決定された令和2年版環境白書では、現在の状況は単なる気候変動ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす気候危機と言われていると書かれています。気候危機は私たち人間の活動により生じる二酸化炭素が原因の一つです。今年予定されている2030年第6次エネルギー基本計画の改定は、コロナ禍と気候危機が進んでいる現在において大変重要な計画となります。再生可能エネルギーの導入拡大は二酸化炭素を減らす最も有効な手段として、2030年に向けたエネルギーミックスをどのように計画するかが大きな岐路となります。2021年3月には、東日本全体が壊滅する可能性すらあった東京電力福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えました。未だ廃炉の見通しも立たず、有効な汚染水の処理もできず、多くの人々がふるさとや暮らしを奪われたままとなっています。巨大なリスクを抱える原子力発電は再稼働ではなく廃止にするべきです。日本は約70パーセントの食料とほぼ100パーセントのエネルギー資源を海外に依存しています。日本が自給で

きる安全なエネルギーは再生可能エネルギーです。温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電の温存政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものであり、2050年カーボンニュートラルの実現の鍵は、エネルギーの効率化と共に再生可能エネルギーの大幅な拡大をいち早く進めることです。エネルギー政策の基本は、地域です。市は国を動かしていく役割があると考えます。よって貴議会より国に対して、以下の事項についての意見書を提出してください。要請事項1、国は、次期エネルギー基本計画で、2030年の再生可能エネルギー電力目標を60パーセント以上、2050年は100パーセントとすること。2、国は、巨大なリスクを抱える原子力発電は速やかに廃止し、石炭火力発電は段階的に2050年までに廃止すること。3、国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急に進めること。4、以上の点を国（内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、行政改革担当大臣）に意見書として提出すること。地方自治法第124条の規定により、上記の通り請願書を提出します。2021年5月24日。請願者名、てとて未来の会。代表者名、中安和代。土浦市議会議長小坂博様。以上で朗読を終わります。

○**今野委員長** ありがとうございます。それではこの件に関して、各委員の皆様から御意見を伺ってまいります。

○**久松委員** 現在の地球温暖化、あと気候変動の事態からすれば、この3つの要請事項というのは当然のことであり、私は、これは採択すべきだというふうに考えます。

○**吉田（千）委員** 私どもの公明党でございますが、公明党としてはですね、こうした原発に依存しない社会、原発ゼロ社会を目指す。ここは同じかなと思うんですが、3点大きく公明党として掲げまして、太陽光や風力発電など再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの促進、化石燃料を有効に利用する火力発電の高効率化を進めると。その3本柱で持続可能な社会、経済社会の構築と経済成長を両立させながら、原発への依存度を徐々に減らして将来的に原発に依存しない社会、原発ゼロ社会を目指しています。そうした中で、公明党は原発の新規着工は認めておりません。また戦後、建設後40年を経た原発の運転を制限する制度を厳格に適用していくという。こういう考えの元にこのエネルギー政策なんですけれども、先ほど3点述べましたけれども、2030年ですね、公明党として。2030年を目標に、省エネ促進による消費エネルギーの大幅削減、太陽光や風力発電などといった再生可能エネルギー発電割合を30パーセントに向上させることや、火力発電における発電の高効率化などを推進しているところでございます。これまでも再生可能エネルギーなど推進に全力で取り組んできましたけれども、再エネ、省エネを経済成長の柱と位置付け、原発に依存しない社会、原発ゼロを目指していくところでございます。そうした中で、今回のものがございますが、電力目標を60パーセント以上、2050年100パーセント。また2点目の石炭火力発電は段階的にという、2050年までに廃止することというそんな状況が書かれております。それを国へということなんです、私どもとはちょっと考え方、また進め方が違いますので、そういった意味からこの請願には賛同いたしかねるという立場でございます。

○**篠塚委員** 再生可能エネルギーは重要な案件であると思うんですが、この文章の最後

の方にですね、エネルギー政策の基本は地域です。市は国を動かしていく役割があるということが書いてあるんですが。確かにその通りなんです。土浦市としてどのようにカーボンニュートラルに取り組んでいるか。今、環境審議会とかいろいろ審議をしているところで。具体的な政策はまだ出ていないところもありますので。その調査もですね、踏まえて、もう一度この委員会の中で議論をしてですね。この方向性はどうかというところで、国に提案した方がいいかと思しますので、できれば継続で。今決めるのではなくて、この問題を委員会として真摯に取り組んで、継続審議をしてそれから採決をしていった方がよろしいのかと思います。

○**今野委員長** では今、継続審議の声がございました。この件について、受理番号5を継続審査とするかどうか、お諮りいたします。継続審査とする方は挙手を願います。

(吉田(博)副委員長、海老原委員、柴原委員、篠塚委員、島岡委員)

○**今野委員長** 賛成が過半数でございますので、この件は継続審査とさせていただきます。では次に協議事項4、各種委員会委員の選出に移ります。まず土浦市環境審議会委員でございます。今までは篠塚委員をお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

(「今野委員長」という声あり)

○**今野委員長** 私、今野が環境審議会委員にさせていただくことになりました。次に、土浦市地域医療運営協議会委員でございます。今までは海老原委員をお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

(「継続で」という声あり)

○**今野委員長** では、海老原委員、よろしくお願ひいたします。次に、土浦市男女共同参画推進委員会委員でございます。今までは私今野が務めてまいりましたが、いかがいたしましょうか。

(「吉田千鶴子委員」という声あり)

○**今野委員長** では、吉田千鶴子委員、よろしくお願ひいたします。最後に、総務市民委員会の次期正副委員長の選出についてでございます。初日の全員協議会において、議会運営委員長から報告がありましてとおり、今定例会最終日に、常任委員会委員の任期満了に伴い、現在の委員が改めて選任されることとなります。それまでの間は、私の方で委員長の職務を務めさせていただきたいと思ひます。本日お諮りしたいのは、再任後の正副委員長の選出の件であります。本来であれば、最終日に改めて選任された後に、委員の皆様が集まっただいて正副委員長の選出をすべきところではありますが、議会閉会後はすぐに広報広聴委員会の開催が予定されておりますことから、委員の皆様の御了承が得られれば、本日前倒しで、再任後の正副委員長の選出を行いたいと思ひますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○**今野委員長** それでは、次期委員長は、いかがいたしましょうか。

(「再任で」との声あり)

(「副委員長も再任で」との声あり)

○今野委員長 はい。では、委員長は引き続き私今野、副委員長は、引き続き吉田博史委員ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○今野委員長 はい。それでは報告事項です。次回は、委員長報告書の読み合わせを行いますので、16日の予算決算委員会全体会終了後に、第3委員会室にお集まりください。委員の皆様から何かございますか。

（「なし」という声あり）

○今野委員長 事務局から何かございますか。

○津久井事務局主任 ございません。

○今野委員長 それでは、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。